

石川県公報

令和3年12月28日(火曜日)

号 外

(第84号)

目 次

訓 令
○石川県処務規程の一部改正

(行政経営課) 1

訓 令

石川県訓令第10号

庁 中 一 般
出 先 機 関

石川県処務規程(昭和33年石川県訓令甲第9号)の一部を次のように改正する。

令和3年12月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

第70条第1項中「繰越給付金」を「繰越給付金」に改める。

別記様式第25号を次のように改める。

別記様式第25号(第70条関係)

出 勤 簿

職	年 年 次 有 給 休 暇 日 数													
	前年からの繰越し 本 年 分 計													
	年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年
1日														1日
2日														2日
3日														3日
29日														29日
30日														30日
31日														31日
														合 計
年次有給休暇														
病欠休暇														
特別休暇														
部分休業														
その他														
計														
出張														
研修														
職專免														

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正前の別記様式第25号の規定により作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。